

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（抜粋）

（平成 17 年 10 月 21 日 法律第 102 号）

国家公務員共済組合法の一部改正（第 66 条）

国家公務員共済組合法附則

（郵政会社等の役職員の取扱い）

第 20 条の 3

当分の間、郵政会社等の役員及び郵政会社等に使用される者でその運営規則で定めるもの（以下「郵政会社等役職員」という。）をもって組織する共済組合を設ける。

2 略

3 略

4 第 1 項の規定により共済組合を設けた場合には、郵政会社等役職員は職員と、同項の共済組合は組合と、郵政会社等の業務は公務とそれぞれみなして、この法律（略）の規定を適用する。以下略

施行日：平成 19 年 10 月 1 日